

(狂犬病予防法施行細則第2条関係)

# 犬の登録申請書

平成 年 月 日

大竹市長様

申請者(所有者)住所  
氏名

(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)  
電話番号

狂犬病予防法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

犬の名前			
種類			
毛色		性別	オス・メス
生年月日	平成	年	月 日
備考			

※太枠に必要事項をご記入ください。なお、申請者の住所と犬の所在地が異なる場合は、犬の所在地を備考欄に記入してください。

登録鑑札番号	注射済票番号

## ○狂犬病予防法

---

(登録)

- 第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。
- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
  - 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
  - 4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。
  - 5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。
  - 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

- 第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者
  - 二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者
  - 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者
- 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
  - 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
  - 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
  - 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
  - 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
  - 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
  - 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
  - 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
  - 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のし（ゝ）や（ゝ）断又は制限に従わなかつた者
  - 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者